

学校・家庭・地域がつながる 家庭教育支援の実現に向けて

～ふるさと川越のひとづくり～

令和7年9月

川越市社会教育委員協議会

目次

はじめに	1
I 家庭教育支援の現状と課題	2
1 家庭環境の多様化	2
2 子育て世帯の地域とのつながりの希薄化	3
3 社会課題である「いじめ」、「不登校」、「ヤングケアラー」等	4
4 家庭教育に関する情報収集	4
II 家庭教育支援に対する提言	6
1 学習機会の提供	6
(1) P T A 家庭教育学級の支援	6
(2) 保護者の情報リテラシーの向上	6
(3) 地域が連携した家庭教育の学習機会の提供	7
2 学校、家庭、地域が連携し取組む家庭教育支援	7
(1) 学校、家庭、地域が連携した家庭教育支援	7
(2) 地域の特色を活かしたこどもを育てる取組みの強化	7
(3) こども自身の社会貢献活動への参加促進	8
おわりに	9
資料	
・ 川越市社会教育委員協議会の会議経過	10
・ 川越市社会教育委員協議会 名簿	11

はじめに

家庭教育はすべての教育の出発点であり、こどもたちの健やかな育ちの基盤となる場です。かつては、家庭とそれを取り巻く地域社会など多くの大人の手によって子育てが行われていました。しかしながら、人口減少・少子高齢化が急速に進み、家庭教育を支える地域社会の基盤が揺らぐとともに、共働き世帯やひとり親家庭の増加などが要因となり子育て世代の親と地域とのつながりの希薄化も懸念されています。

更に、不登校や引きこもり、ヤングケアラー、児童虐待相談対応件数の増加など、家庭におけるこどもの育ちに関する課題は複雑化しています。

このような状況の下、国においては、「地域における家庭教育支援基盤構築事業」などを通じて、多様な支援体制づくりや人材育成策が進められています。具体的には、地域の実情に応じた相談体制や学習機会の提供、情報共有などを推進し、保護者自身が家庭教育について学び合える環境整備にも努められています。

本市においては、公民館において乳幼児とその保護者を対象に子育てサロンを開催し、こどもを遊ばせながら保護者同士が交流し、子育ての悩みなどを相談しあえる場の提供に取り組んでいます。また、幼稚園、保育園及び高等学校の保護者を対象とした家庭教育講座、PTAが実施する市立小中学校の児童生徒の保護者を対象とした家庭教育学級を支援することで交流及び学習の場を提供しています。

価値観や生活環境が多様化する今日の家庭に対し、より幅広くきめ細やかな支援が必要と考えます。そこで本協議会では、本市の家庭の現状から家庭教育支援について見つめなおし、社会教育として家庭教育をどのように支援することが可能かをテーマに2年間検討してまいりました。また、本市の家庭の現状を把握するため、小中学校の児童生徒を持つ保護者を対象に実態調査（「家庭教育支援に関するアンケート」）を実施しました。

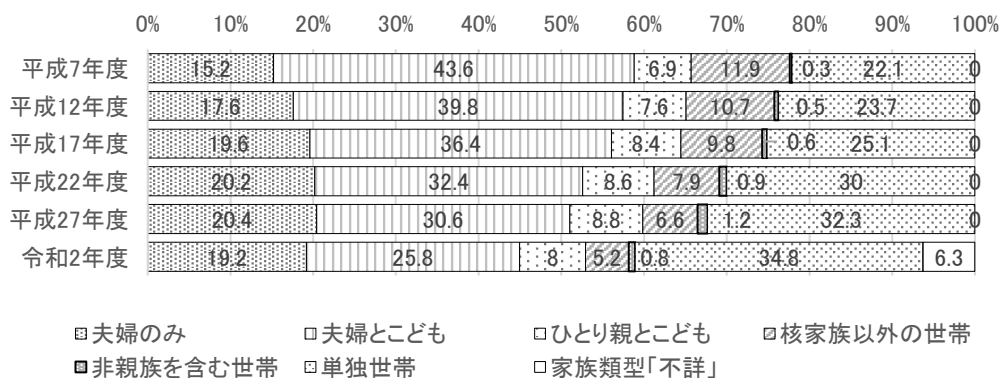
本提言の作成にあたり、家庭教育に関するアンケート調査にご回答いただいた保護者の方々に御礼申し上げるとともに、本提言が本市の家庭教育支援に資するものとなることを期待しています。

I 家庭教育支援の現状と課題

1 家庭環境の多様化

- (1) 川越市における夫婦とこどもの世帯割合は、平成7年の43.6%から令和2年の25.8%に、核家族以外の世帯の割合も平成7年の11.9%から令和2年の5.2%と大きく減少しています。また、ひとり親世帯については、平成7年の6.9%から令和2年の8.0%へと若干増加しています。（図1）

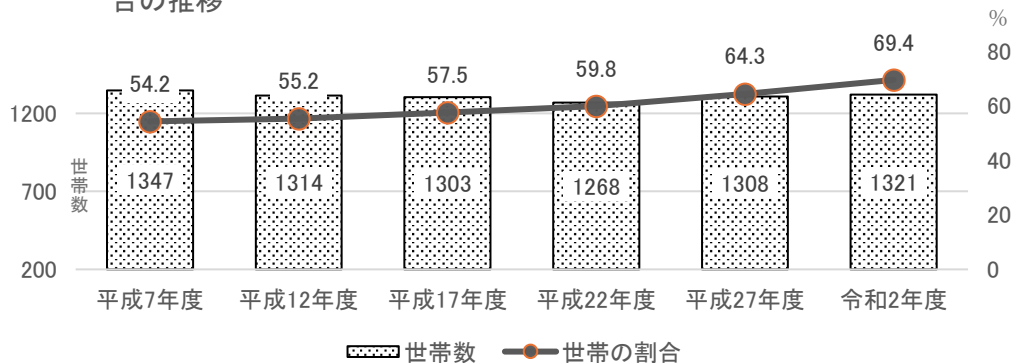
図1 一般世帯の家族類型の推移(川越市)



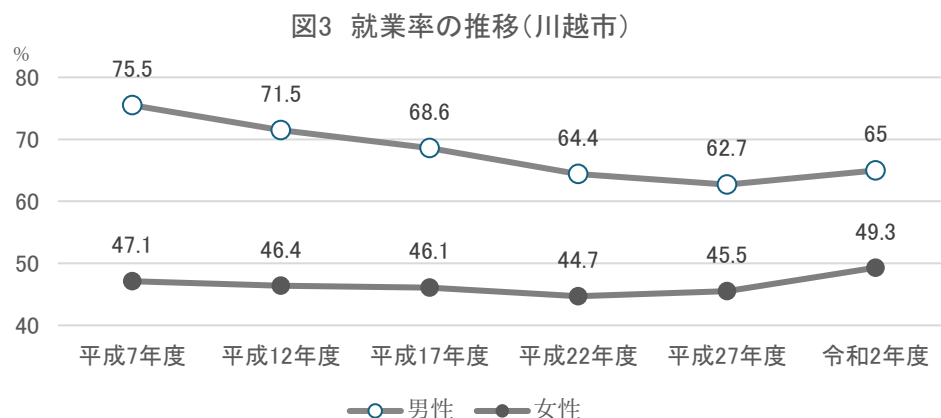
資料：国勢調査（川越市子ども計画 令和7年度～令和11年度より）

- (2) 全国の共働き世帯の割合は、平成7年の54.2%から令和2年の69.4%へと大幅に増加し、7割に迫っています(図2)。本市における女性の就業率は、ほぼ横ばいでしたが、令和2年に増加に転じています(図3)。また、国勢調査において、本市における各年齢区分について平成27年と令和2年とで、女性の就業率を比較した場合、全ての年齢区分において令和2年度就業率は、平成27年よりも高い水準です(図4)。

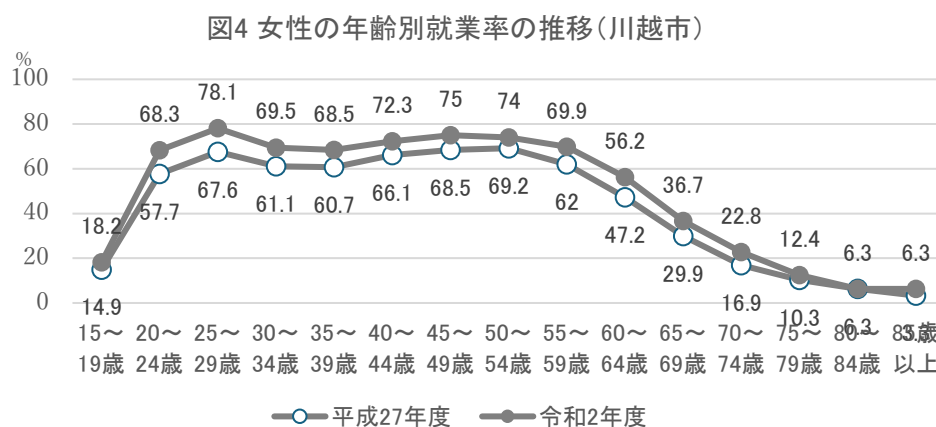
図2 一般世帯における夫婦共働き世帯数及び夫婦共働き世帯の割合の推移



令和2年国勢調査 ライフステージでみる日本の人口・世帯（総務省統計局）



資料：国勢調査（川越市こども計画 令和7年度～令和11年度より）



資料：国勢調査（川越市こども計画 令和7年度～令和11年度より）

2 子育て世帯の地域とのつながりの希薄化

- (1) 家庭環境の多様化で見たように、共働き世帯の割合が7割を超え、自治会やPTA、子ども会育成会等の地域活動への参加のための時間の確保が難しくなってきました。

実際、本市では、PTAの加入家庭の割合は大きな変化はないものの、各単位PTAで開催される家庭教育学級数は、保護者の負担軽減や教育委員会からの業務委託が終了したこと、また、コロナ禍により開催できなかったことなどが影響し、減少しています。また、川越市子ども会育成団体連絡協議会に加盟する小学校区子ども会育成団体連絡協議会の数は令和元年度の27校区から、令和7年度には21校区まで減少しています。

自治会の加入率については、令和元年度の約74.0%から、令和6年度には67.7%と7割を下回っています。

- (2) 今回、本協議会で実施した小・中学校の児童生徒を持つ保護者を対象とし

たアンケートでは、「保護者同士のつながりの機会や場を増やしたいと思うか」という問いに対し、「思わない」と答えた保護者が7割を超えていました。この7割の保護者につながりを増やしたいと思わない理由について尋ねたところ、26.7%が「忙しくて時間がない」、18.9%が「人間関係を築くのが面倒」、48.9%が「現状に満足している」と答えています。

- (3) 地域とのつながりが希薄化することで、コミュニティの中での支援や地域活動等の情報を共有する機会が減り、家庭教育に関する悩みや不安を抱える保護者が孤立しやすくなっています。アンケート調査では、家族以外にこどものことで相談できる相手がいる保護者が一定数いる一方で、「いない」と回答した16.3%の保護者は、相談できる相手や支援を受ける場がなく、問題が深刻化する可能性があります。

また、子ども会や自治会などの地域団体の活動が縮小傾向にある中で、地域で行われる運動会、夏祭りや伝統行事、キャンプなど、様々なイベントや活動を通じた多様な体験の機会が減少する恐れがあります。

3 社会課題である「いじめ」、「不登校」、「ヤングケアラー」等

- (1) いじめについては、埼玉県「令和5年度埼玉県公立学校における児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、県内の公立小中学校のいじめの認知件数は、小学校で30,162件、中学校で5,677件といずれも前年度を上回っています。こどもの健全な成長を妨げる要因となり、学校だけでなく、家庭や地域社会全体で取り組むべき課題です。
- (2) 不登校については、同調査によると、県内公立小中学校の人数は、小学校で5,958人、中学校で10,833人といずれも前年度を上回っています。

不登校により、こどもたちの学習の機会や他者との交流の機会が失われるなどの不利益が生じることが懸念されます。

不登校の原因はさまざまであり、複数の原因が絡み合っている場合もあります。カウンセラーなど、こどもたちの心に寄り添う専門家によるサポートが必要であると同時に、保護者が抱える不安や悩みを軽減するための支援にも課題があります。

- (3) ヤングケアラーについては、令和5年2月に出された本市の「毎日の生活についてのアンケート調査（児童生徒向けヤングケアラー実態調査）報告書」によると、家庭内で何らかのケアを行っている児童生徒は約14人に1人の割合（回答者3,572人のうち259人、全体の7.3%）となっています。

ヤングケアラーについては、家庭内のことであることから表面化しにくい

うえ、こども自身に自覚がない場合や、困っていても相談先が分からないなどの理由から、早期発見や適切な支援が行き届かないケースもあります。

4 家庭教育に関する情報収集

- (1) 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など様々な背景により、家庭教育に関する情報が十分に行き渡らない状況が懸念されます。このような情報格差は、こどもたちの成長や発達に深刻な影響を及ぼす可能性があります。特に、地域社会から孤立した家庭では、適切な支援につながる機会が限られるため、有用な情報をいかに届けられるかが課題となっています。
- (2) 文部科学省が実施した「令和5年度家庭教育推進のための調査研究（家庭教育についての保護者へのアンケート調査）事業報告書」によると、関心のある家庭教育支援として、「保護者向けの子育てに役立つ資料や情報の閲覧、活用（インターネット上）」を選択した方は243件で全体の68.6%に上っています。
- (3) インターネットやSNSの普及によって、情報は容易に入手できるようになりました。しかしながら、その一方で、正確で信頼性のある情報を見極めることが難しいという問題もあります。
- (4) ネットいじめや誹謗中傷、こどもを狙った詐欺や個人情報の漏洩などのインターネット上の危険を知り、こどもたちが情報社会を健全に生きる力を養えるよう保護者の情報リテラシーの向上のための支援が課題です。

Ⅱ 家庭教育支援に対する提言

家庭教育支援は、こどもの健やかな育ちを促進するための重要な施策です。家庭環境の多様化などにより、家庭だけでなく地域社会全体が連携し、多角的な支援を行うことが求められています。前述の課題を踏まえ、川越市社会教育委員協議会では、以下のとおり提言します。

1 学習機会の提供

(1) P T A家庭教育学級の支援

P T Aが主催している家庭教育学級では、様々な課題をテーマに家庭教育に関する学習の機会を提供していますが、企画や運営を務める保護者の負担軽減等の観点から開催しないP T Aも増加しています。しかし、家庭教育学級は子育てに関して保護者が悩んでいることや課題としていることをテーマに、お互い学び合うことで解決の糸口を探ることができるという点において重要なものです。今後は、保護者の負担軽減を図るなど、各P T Aの実情に応じた家庭教育学級の開催方法への支援が必要です。

そこで、本協議会ではP T A家庭教育学級の支援策として以下の点を提案します。支援の体制整備策として、学校とP T A、地域の社会教育資源を結ぶ窓口を設置し、学級の企画立案・運営の技術支援、事前のニーズ調査、関係機関との連携調整を一元化します。これにより、P T A役員が学級運営の全般を負担するという構図を緩和し、専門的な支援を受けながら学級運営を継続できるようにします。

(2) 保護者の情報リテラシーの向上

ア インターネットの普及により家庭教育に関する情報をインターネットで収集する保護者が増加しています。保護者自身がこどもをインターネット上のリスクから守るためにも、ネットリテラシー向上は重要です。保護者の情報リテラシー向上のため、公民館の講座やP T A家庭教育学級などにおいて情報リテラシーに関する講座の更なる開催を提案します。開催するにあたっては、オンライン講座の開設など、家庭環境の多様化に配慮した講座開設の工夫も必要です。

イ 保護者の情報リテラシー向上のための情報の発信についても提案します。

文部科学省が「情報モラルに関する指導の充実に資する保護者向けの動画教材・スライド資料」をホームページに掲載するなど、様々な省庁が情報リテラシーの向上のためのコンテンツを発信しています。また、インターネットにおける被害が生じた際の相談窓口も様々な機関で開設されてい

ます。市や教育委員会のホームページ、公民館だよりやPTAの広報紙等において、これらの情報を発信するとともに、相談窓口にスムーズにアクセスできる環境づくりが必要です。

(3) 地域が連携した家庭教育の学習機会の提供

本市では市内を14地区に分け、その地区ごとに地域ぐるみで子どもたちを育てるための組織である子どもサポート委員会があります。

今後は、子どもサポート委員会においても保護者の課題を吸い上げ、課題解決のための情報交換や情報発信など、学習の機会を提供していくことが有効と考えます。実際に名細地区子どもサポート委員会では、保護者を対象とした事業も行っています。

各地区子どもサポート委員会以外にも、市内には、地域会議や自治会、PTAや子ども会育成会などの社会教育関係団体、青少年を育てる各地区会議など様々な組織が活動しています。これらの団体が連携することで、保護者に対して家庭教育の学習機会の提供が行われるよう支援することを提案します。

2 学校、家庭、地域が連携し取組む家庭教育支援

(1) 学校、家庭、地域が連携した家庭教育支援

本市においては、令和5年度にすべての市立小中学校に学校運営協議会が設置されました。社会課題である「いじめ」、「不登校」、「ヤングケアラー」などの課題について運営協議会で取上げ、学校、家庭、地域が連携し対応にあたる必要があります。地域の様々な組織と協力体制を構築するためには、文部科学省が推進する、「地域と学校との連絡調整、情報の共有」、「地域学校協働活動の企画、調整、運営」を担う地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を教育委員会が委嘱し、各学校の運営協議会と地域の様々な組織が連携する取組みを、本市においても取入れることを提言します。

(2) 地域の特色を活かしたこどもを育てる取組みの強化

川越市には、国の重要指定無形民俗文化財、6つの県指定無形民俗文化財、12の市指定無形文化財があります(川越市ホームページ、2024)。それらの伝統行事には、各地域における伝統的な祭や行事が含まれ、多くの場合、演舞、お囃子などの伝統芸能を行っています。また、指定されていない多数の伝統芸能活動が行われています。

それらの活動は、こどもから高齢者までが、それぞれの役割を担い、技能を学ぶ機会とともに、地域の歴史を学ぶ活動を含んでいます。伝統芸能の活

動は、地域における世代を超えた交流の場になるとともに、こどもや青年の居場所になるはずです。

各地区子どもサポート委員会や子ども会育成会、青少年を育てる各地区会議などが、こどもに対し様々な体験活動を提供しています。次世代を担うこどもたちが、地域の方々とふれあい様々な体験活動を行うことで、彼らが将来地域と積極的につながりを持ってくれるよう、地域の方々と共に、組織の在り方の見直しや、実施する事業内容の向上についての取組みが必要です。

(3) こども自身の社会貢献活動への参加促進

こどもにとって、地域活動に参加することは、社会性を育てると共に自分も社会の一員として貢献できるという自己有用感を持たせ、自己肯定感が高まることにつながります。また、学校の教科科目で自信を持ちにくいこどもにとって活動の場ともなりえます。

人間関係の学習の場は必要不可欠であり、お互いがお互いを必要とする社会であることを、社会貢献活動を通じて学ぶことができると考えます。

地域活動の主体が高齢化する中で、地域コミュニティを再生・活性化し、地域コミュニティの衰退とつながりの希薄化を食い止めることが必要です。そのためには、地域活動の基盤を強化し、地域の誰もが参加しやすく継続的な活動を行うことで、次の世代につなげていくことが大切です。こどもたちが地域活動に参加し、様々な体験することで、自分が親になったときにその経験が活かされ、地域社会に還元されることが期待されます。

おわりに

本提言書では、「家庭教育支援」について提言するにあたり、小中学校の児童生徒の保護者の実態調査を行いました。加えて、様々なデータからも保護者の現状を把握することに努めました。本協議会には様々な年代の委員がいます。当然現役の保護者もいます。現役の保護者が置かれている状況から、保護者だけで家庭教育を行うことの難しさをすべての委員が認識しました。

そのうえで、家庭教育を支援するためには、学校、家庭、地域が連携協働することが重要であるとの結論に至りました。

本提言書では、家庭環境が多様化する現在において、家庭教育に関する学習の機会をいかに提供するか、また、学校、家庭、地域がどのように連携協働することが必要かについてまとめました。

本提言書が、一人ひとりのこどもが健全かつ豊かに成長できる環境づくりの参考となれば幸いです。

【起草委員】

小林 範 子、関 本 晶 子、高 篠 昭 夫、内 藤 俊 史、
西 村 平 雪、堀 満、堀 内 由紀子（敬称略・50 音順）

川越市社会教育委員協議会の会議経過

実 施 日	内 容
令和 5 年 11 月 16 日	○令和 5 年度 社会教育委員協議会第 4 回定例会 ・ 委嘱書交付 ・ 今期の活動について
令和 6 年 3 月 16 日	○第 5 回定例会 ・ 今期の活動について
令和 6 年 3 月 21 日	○第 6 回定例会 ・ 今期の活動について
令和 6 年 5 月 20 日	○令和 6 年度 社会教育委員協議会第 1 回定例会 ・ 今期の活動について
令和 6 年 7 月 17 日	○第 2 回定例会 ・ 今期の活動について
令和 6 年 8 月 6 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 1 回） ・ 提言書のテーマ及び骨子について
令和 6 年 8 月 29 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 2 回） ・ 提言書に係るアンケートについて
令和 6 年 9 月 27 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 3 回） ・ 提言書に係るアンケートについて ・ 第 3 回定例会資料について
令和 6 年 10 月 3 日	○第 3 回定例会 ・ 提言書のテーマについて
令和 6 年 11 月 15 日	○第 4 回定例会 ・ 提言書について
令和 6 年 12 月 3 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 4 回） ・ 提言書に係るアンケートの最終確認について
令和 7 年 1 月 29 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 5 回） ・ 提言書に係るアンケートの集計結果について
令和 7 年 2 月 3 日	○第 5 回定例会 ・ 提言書に係るアンケートの集計結果報告について
令和 7 年 3 月 17 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 6 回） ・ 提言書に係る現状と課題について
令和 7 年 3 月 28 日	○第 6 回定例会 ・ 提言書の「現状と課題」案について
令和 7 年 4 月 18 日	●令和 7 年度社会教育委員協議会起草委員会（第 1 回） ・ 提言書の「現状と課題」案の修正について
令和 7 年 5 月 12 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 2 回） ・ 提言書の「提言」案について
令和 7 年 5 月 26 日	○令和 7 年度第 1 回定例会 ・ 提言書案について
令和 7 年 6 月 26 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 3 回） ・ 提言書案の修正について
令和 7 年 7 月 29 日	○社会教育委員協議会第 2 回定例会 ・ 提言書修正案について
書 面 会 議	●社会教育委員協議会起草委員会（第 4 回） ・ 提言書案の最終修正について
令和 7 年 8 月 29 日	○第 3 回定例会 ・ 提言書案の最終確認について
令和 7 年 9 月 22 日	●社会教育委員協議会起草委員会（第 5 回） ・ 提言書案の最終校正について

川越市社会教育委員名簿

任期：令和 5 年 10 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

区分	氏 名	選出母体	役職	備考
(1)	武 藏 昌 行	市小学校校長会		R 5.10. 1～R 7. 3.31
	高 村 勉			R 7. 5.21～R 7. 9.30
	長 井 正 邦	市中学校校長会		R 5.10. 1～R 7. 3.31
	浅 野 聡			R 7. 5.21～R 7. 9.30
	飯 田 敦	市立川越高等学校		
	岡 田 すぎ子	市公民館運営審議会		
	須 賀 正	川越美術協会		
	関 口 俊 一	市文化団体連合会		
	米 原 民 子	市ボランティア連絡会		
(2)	堀 満	市子ども会育成団体連絡協議会	副議長	
	堀 内 由紀子	市PTA連合会		
(3)	池 浜 あけみ	川越市議会		
	遠 藤 克 弥	東京国際大学		
	片 野 広 隆	川越市議会		
	黒 田 弘 美			
	小 林 範 子	川越市議会		
	関 本 晶 子			
	高 篠 昭 夫			
	内 藤 俊 史			
	中 村 文 明	川越市議会		R 5.10. 1～R 6. 5.12
	鈴 木 謙一郎			R 6. 5.13～R 7. 9.30
	西 村 平 雪	川越商工会議所	議長	
	樋 口 直 喜	川越市議会		R 5.10. 1～R 6.10.31
	松 本 き み			R 7. 1.23～R 7. 9.30
	山 口 日出美	市交通安全母の会		

※ 区分欄：(1) 学校教育及び社会教育関係者、(2) 家庭教育関係者、(3) 学識経験者

※ (1)の学校長以外は区分毎に五十音順

※ 任期途中で委員を交代した場合は、交代前の委員の下に交代後の委員を記載しています。